

マボリシーハイツ地区は宅地をささえる大谷石やレンガ造のフラワーベルトと穏やかな色彩の住宅で品格のある住宅地の特性を形成しています。

この街並みに建築物や工作物などの新たな色彩が加わることで、調和感をみだすようなことは避けたいと考え、マボリシーハイツ地区を色彩景観形成地区に指定いたしました。

みなさんといっしょに建築物等の色彩と周辺の景観を関係づけてながら地域独自の色彩指針を定めて、建築行為等をおこなう際には、その指針をもとに色彩について協議し、マボリシーハイツ地区の秩序ある色彩景観を創っていきたくと考えております。

必要な手続き →P01 参照

景観協議 高さが 10m を超える建築物の建築行為等
延べ面積が 1000 m² を超える建築物の建築行為等
市が工事費の一部又は全部を助成する建築行為等

色彩協議 上記以外の建築行為等（戸建住宅など）

1 地区の範囲

マボリシーハイツ地区の秩序ある色彩景観を守り、その個性を育てるために次の地区を指定しました。

- 大津町 1 丁目 21 番
- 馬堀海岸 1 ～ 4 丁目
- 馬堀町 4 丁目 9 番 ※下記の区域図のとおりです



2 地区の色彩指針 (表示はマンセル表色系を採用しています)

建築物の色彩は、隣接する建築物等や周辺環境と調和する落ち着いたものとなるよう心がけましょう。

■色彩基準 (外壁の基調色)

建築物の外壁の基調色は、マボリシーハイツ地区内の建築色として見慣れた色相 R (赤)、Y R (黄赤)、Y (黄) および N (無彩) を基本として明度や彩度は次の範囲で考えましょう。

色相	明度	彩度
Y R (黄赤)	4.0 ～ 9.0	4.0 以下
R (赤) 及び Y (黄)	4.0 ～ 9.0	2.0 以下
その他の色相	4.0 ～ 9.0	1.0 以下
N (無彩)	4.0 ～ 9.0	—

■工作物の色彩

建築物の基調色に準じたものとして、多色の使用はできるだけ避けるようにしましょう。

■色彩基準 (屋根)

建築物の屋根の色彩基準は一般的地域と同じですが、できるだけ配慮事項を基本に考えましょう。

色相	彩度
R (赤) 及び Y R (黄赤)	6.0 以下
Y (黄)	4.0 以下
その他	2.0 以下

■配慮事項

- 次のことにも配慮をしましょう。
- ・屋根の基調色は、低明度、低彩度の色彩および無彩を基本に考えましょう。
- ・周辺と同一又は類似する色相を使用して調和を図りましょう。
- ・周辺と同一又は類似する彩度及び明度を使用して調和を図りましょう。

■色彩計画

景観における色彩計画とは周辺環境との色彩の調整をして美観性を高めることです。

屋根の色彩の考え方

強い日差しや風雨にさらされる屋根材は、堅牢な材料であると共に色彩も汚れや変色、退色に強いものが好ましく、屋根の機能上から彩度や明度の低い色彩を考えましょう。

- 色相 YR 彩度 4 以下
- 色相 R・Y 彩度 2 以下
- その他 彩度 1 以下

外壁の色彩の考え方

マボリシーハイツ色彩景観形成地区の建築色としては、色相 YR、Y や無彩が多く隣り合う建物の外壁色に使われています。このような、色彩の調和がとれたまちなみに、違和感のないような外壁色とするには、見慣れた色彩を使用して隣接する建物がお互いの色相や明度をそろえていくことを考えましょう。

■色彩景観づくりの進め方

本市では、色彩景観に関する要綱を施行し市全域で行われる建築行為等の色彩計画について事前に、色彩協議もしくは景観協議をお願いしています。

当該地区では、みなさんと協働して策定した地域特性を考慮した独自の色彩指針をもとに協議を進めていきます。

